

〔論 説〕

建設アスベスト訴訟における
建材メーカーの責任 (1)

渡 邊 知 行

- 一、はじめに
- 二、共同不法行為に関する課題
- 三、控訴審判決の動向 (以上、本号)
- 四、建材メーカーの責任の検討
- 五、今後の課題

1 はじめに

アスベスト (石綿) は、鉱山から産出される繊維状の鉱物で、悪性中皮腫、肺がん、石綿肺、びまん性胸膜肥厚など重篤な症状の原因となる有害性がある⁽¹⁾。発がん性が高い順に、角閃石系として、青石綿 (クロシドライト)、茶石綿 (アモサイト) など、蛇紋石系として白石綿 (クリソタイル) がある。石綿関連疾患の最初の症例は、石綿肺が1906年に、肺がんと中皮腫が1935年にイギリスで報告されている。1950年代から、欧米諸国で疫学的研究がなされるようになった。

1997年1月にヘルシンキで開催された国際専門家会議で、石綿関連疾患に関する診断と原因特定に対する最新の基準 (ヘルシンキ・クライテリア) がまとめられた。肺がんについて、1年当たり1本/cm³の曝露により、発症リスクが0.5%から4%増加するとのデータに基づいて、石綿25本/ml×年の曝露量に相当し、発症率が2倍となる発症リスクに相当する指標としては、乾燥肺1g当たりの石綿繊維200万本 (長さ5μm以上)、石

建設アスベスト訴訟における建材メーカーの責任 (1)

綿小体 5000 本、BALF (気管支肺胞洗浄液) で 1ml 当たり 5 本以上と報告されている。中皮腫について、低度の石綿曝露の場合でも起こりうるとされるが、累積曝露量の基準は示されていない。

アスベストの使用は、欧州諸国を中心に、厳格に制限されてきた⁽²⁾。1983 年にアイスランドが全面的に禁止したのを契機として、2005 年には EU 25 カ国で全石綿禁止が施行されている。

日本では、輸入に依存するアスベストが、とくに 1970 年代から 1980 年代にかけて、建物の防火材や断熱材などに大量に使用された。1995 年に、茶石綿または青石綿を 1% を超えて含有する建材等を製造、輸入、使用することが禁止され、2004 年には、すべてのアスベストを含有する建材等を使用することが禁止された。

アスベスト含有建材を使用する、建設作業に従事した労働者らは、全国各地の作業の現場で大量のアスベスト粉塵に曝露されて粉塵を吸入し、石綿関連疾患に罹患する健康被害を被っている。アスベストの使用が全面的に禁止された後も、以前に含有建材が使用された建物などに大量に蓄積されている。今後も、建物が解体されてアスベストを含む産業廃棄物が大量に搬出されて処理される過程で、また、震災などの災害によって建物が倒壊するなどして、飛散したアスベスト粉塵に曝露されて、新たな健康被害が発生することも懸念されている⁽³⁾。

2005 年、尼崎市のクボタ旧神崎工場周辺において、工場からのアスベスト粉塵の飛散による健康被害が明らかになると、翌 2006 年には、石綿被害救済法が施行されて、患者らに医療費等が給付されている。この救済制度は、民事責任を前提とするものではなく、生活補償がなされることはない⁽⁴⁾。

建設アスベストの被害者らが、生活の補償を求めるには、国や建材メーカーらに、不法行為に基づく損害賠償を請求するほかはない。健康被害の原因となるアスベスト含有建材について、多数のメーカーらによる製造販売行為が競合するために、原告は各々のメーカーの製造販売行為と疾患との個別的な因果関係を立証するのは困難である。原告らがこれらのメーカーらを被告として賠償責任を追及するには、被告らについて共同不法行為 (民法 719 条 1 項前段または後段) が成立することが必要である。

2008 年、首都圏の被害者とその相続人らは、国及び 40 数社の建材メーカーらに対して、損害賠償を求めて、東京地裁、及び、横浜地裁に集団で

提訴し、その後、札幌地裁、京都地裁、大阪地裁、福岡地裁で提訴がなされ、各地で、第2陣の提訴が続いている⁽⁵⁾。2017年10月より、横浜、東京、京都、大阪の1陣訴訟について、東京高裁と大阪高裁の判決が相次いで言い渡された。これらの判決は、すべて最高裁に上告されている。

アメリカ合衆国では、1970年代以降、石綿関連疾患に罹患した被害者らによる損害賠償請求する集団訴訟が各州で展開された。日本の建設アスベスト訴訟と同様に、建設現場や工場などで、多数のメーカーが製造販売した資材によるアスベスト粉塵に曝露されて石綿関連疾患を発症した被害者とその相続人である原告らが、アスベスト含有資材を製造販売した多数のメーカーらを被告とするケースもある。

筆者は、1992年から1994年にかけて、「『加害者不明の共同不法行為』について(1)～(5・完)」を名古屋大学法政論集に公表し、そのなかで、アスベスト含有資材を製造販売したメーカーらの責任に関わる市場占有率責任をめぐる判例について考察した⁽⁶⁾。2005年、石綿被害救済法の立法に際して、公害等調整委員会に、アメリカ法の判例・学説の考察を踏まえた報告書を提出し、2008年、この報告書を踏まえて、山田卓生古稀記念『損害賠償法の軌跡と展望』(日本評論社)に、「アスベスト被害救済と因果関係の認定」を公表した⁽⁷⁾。2016年、『日本民法学史続編』(信山社)に「共同不法行為史」をまとめて、1960年代後半以降に公害問題をめぐって展開した学説・判例の到達点を踏まえて、本稿の課題である建設アスベスト問題などに関する今後の課題を提示した⁽⁸⁾。

本稿では、これまでの研究成果を踏まえながら、建材メーカーの不法行為責任について考察することにした。まず、建材メーカーらの共同不法行為に関する課題を整理し(二)、次に、1陣訴訟の控訴審判決の動向をまとめて(三)、日本とアメリカの判例・学説の動向を踏まえながら、建材メーカーらの共同不法行為責任について検討し(四)、最後に今後の課題を提示することにした(五)。

二、共同不法行為に関する課題

建設アスベスト訴訟の事案においては、原告らが加害者である建材メーカーを特定して、建材の製造販売と石綿関連疾患の発症との因果関係を証明することが困難ないし不可能になっている。被害者らは、共同不法行為(民法719条)に基づいて、メーカーらに損害賠償を請求できるか否か問

題となる。

本項では、被害者が曝露された、建材のメーカーを特定できない背景事情と建材を製造販売した可能性があるメーカーを特定する手段を確認したうえで、共同不法行為に関する学説・判例の到達点を踏まえながら、建設アスベスト訴訟が提起された2010年ころに公表された論稿を通じて、本件事案に民法719条1項を適用または類推適用するに当たっての課題を整理する。最後に、本件事案を解決するために示唆を得ることができる、アメリカ法の判例準則である市場占有率責任理論 (market share liability) にふれる。

1 建設アスベスト事案の特質

(1) 被害者が建材メーカーを特定できない背景事情

建設アスベストの被災者らは、次にみるような多様な要因が重なって、罹患した石綿関連疾患の原因となった建材メーカーを特定することが困難ないし不可能な事態に至っている。

(i) 建材メーカーの多数性・多様性と市場の媒介

アスベスト含有建材は、訴訟では40数社のメーカーらが被告とされているように、多数のメーカーらによって製造販売されて流通し、市場を通じて建設業者に供給されてきた。被害者らは、各地で多数の建設現場を渡り歩いて作業に従事することも多い。建設作業の現場で多数のメーカーらが製造販売した建材による粉塵に曝露されることになる。

(ii) 石綿関連疾患の発症する過程と潜伏期間

被害者は、多数のメーカーが製造販売した建材から発生する粉塵に、作業の現場で継続的に曝露されることによって、石綿関連疾患を発症する。石綿肺は、10年以上の曝露で発症し、中皮腫、肺がん、びまん性胸膜肥厚は、大気中のアスベストの濃度が高くなるほど発症するリスクも高くなるが、短期の低濃度の曝露でも発症しうる。建材が含有するアスベストの種類によって、疾患を発症させる有害性・危険性が異なっている。各々のメーカーの製造販売行為が被害者の疾患の発症に競合する形態として、累積的競合、重合的競合、拮抗的競合が錯綜し、いずれであるのか容易に証明できるものではない。

さらに、石綿関連疾患の発症には、長期の潜伏期間がある。通常、中皮腫は40～50年、肺がん、びまん性胸膜肥厚は30～40年、石綿肺は10年

以上である。

(iii) 建材メーカーの警告義務違反と被害者の就労形態

建材メーカーは、アスベストに有害性・危険性があることを認識できるにもかかわらず、建材の使用に際して防塵マスクを着用することを指示するなどの警告を怠って、建材を供給してきた。被害者の雇用者が、建材の安全性の確保を考慮して、建材を選択することが考えられない。建設元請会社は、下請会社を介して労働者を雇用することも多く、一人親方、零細企業の労働者、日雇労働者が、多数の現場で作業に従事することもある。雇用者や被害者のもとに、使用した建材の記録が保存されることが期待できない。

(2) 石綿関連疾患を発生させた可能性のある建材メーカーを特定する手段

このような事情のもとで、原告らが個別的因果関係の証明を回避するには、加害者である可能性がある建材メーカーを特定して、当該メーカーらに共同不法行為が成立することを証明することが必要である。このような被告を特定する手掛かりとなるのは、国土交通省が公表するアスベスト含有建材データベースである。国土交通省は、経済産業省と連携して、建材の石綿含有状況に関する情報を簡便に把握できるようにするため、建材メーカーが過去に製造した石綿含有建材の種類、名称、製造時期、石綿の種類・含有率等の情報が検索できる石綿（アスベスト）含有建材データベースを構築している。このデータベースは、各地の訴訟で、被告が共同行為者であることを基礎づける証拠として、原告側から提出されている。

2 共同不法行為に関する学説・判例の到達点

(1) 学説の動向

従来通説によれば、民法719条1項前段の「狭義の共同不法行為」の要件は、①各行為者の行為が独立して不法行為の要件を満たしていること、及び、②各行為者の行為に客観的関連共同性があることであり、このような要件が満たされれば因果関係が擬制される⁽⁹⁾。719条1項後段の「加害者不明の共同不法行為」の要件は、①各行為者の行為が独立して因果関係以外の不法行為の要件を充足していること、②加害行為の前提とな

る損害を発生させる危険のある集団行為に客観的関連共同性があることであり、このような要件が満たされれば因果関係が推定される⁽¹⁰⁾。

四日市ぜん息訴訟判決（津地四日市支判昭和47年7月24日判時672号30頁）以降、各地で大気汚染公害訴訟が提起され、共同不法行為の成否が争点となった。学説は、従来の判例・学説を踏まえて、さらに四日市判決とその課題も考慮しながら、多数の多様な汚染源が競合する都市型大気汚染の事案において被害者を救済して公平な解決に資するように、共同不法行為を再構成する議論を展開してきた。

学説は、民法719条1項前段の「狭義の共同不法行為」について、少なくとも、行為者らに共同行為の認識がある主観的関連共同性がある場合に成立するものと解し⁽¹¹⁾、さらに、公害など多様な事案で被害者を広く救済できるように、行為者らに主観的関連共同性がある場合にとどまらず、加害行為や損害の発生について客観的関連共同性があると評価できる場合に広げて、類型化する傾向にある⁽¹²⁾。行為者らに、主観的な関係がある場合にとどまらず、客観的関連共同性がある場合にも、他人による損害を防止する拡大された注意義務を根拠として帰責できると解される⁽¹³⁾。発生した損害全部について帰責するのが公平に反する場合には、行為者を減責する余地を認めることも主張する見解もある⁽¹⁴⁾。

同条項後段の「加害者不明の共同不法行為」については、行為者が因果関係の不存在について反証を挙げて免責を受ける余地があることから、被害者を広く救済すべく、加害者であり得る者の範囲が特定されていれば、行為者らに一体性が認められなくても、因果関係が推定されると解する見解が通説的地位を占めている⁽¹⁵⁾。

寄与度不明の事案について、同条項後段を類推適用できるか否か争いがある。肯定説は、複数の加害行為による損害が「相互に隣接・接着し、または連続している」ので、加害者不明の事案と同様に規律されるべきであると解し⁽¹⁶⁾、他方、否定説は、加害行為に損害全部を発生させる危険がないので、加害行為が損害全部を発生させる危険のある加害者不明の事案と同様に規律できないと解する⁽¹⁷⁾。肯定説においても、同条項後段を類推適用できる範囲を限定し、各々の加害行為が損害の全部を発生させる危険性のない重合的競合の場合には、頭割りの分割責任と解する見解もある⁽¹⁸⁾。

(2) 判例の動向

このような学説が展開されるなかで、都市型大気汚染事案、じん肺労災事案などにおいて、判例が集積された。

(i) 大気汚染公害事案

西淀川第1次訴訟判決（大阪地判平成3年3月29日判時1383号22頁）は、被告らによる集団的寄与度に応じて、「強い関連共同性」を要件とする719条1項前段が適用される場合には因果関係が擬制され、「弱い関連共同性」を要件とする同条項後段が適用される場合には因果関係が推定される、という準則を定立した。この準則において、因果関係を擬制する「強い関連共同性」は、「共同行為者各自に連帯して損害賠償義務を負わせるのが妥当であると認められる程度の社会的に見て一体性を有する」場合に認められ、具体的な事案において、主観的要素や客観的要素を総合的に考慮して判断される。因果関係を推定する「弱い関連共同性」は、「被告らの排煙等が混ざり合って汚染源となっていること」、すなわち「被告らに加害行為の一部に参加している」場合に認められ、寄与度不明の場合にも同条項後段が適用される。被告ら以外の汚染源も大気汚染に寄与しており、被告らの集団的寄与度の範囲で、被告らは連帯責任を負う。

その後、川崎、倉敷、尼崎、名古屋南部の住民らによる各地の大気汚染公害訴訟において、判決は、「強い関連共同性」及び「弱い関連共同性」という概念を用いていないが、実質的には本判決の準則の判断枠組みに従って、共同不法行為の成否を判断している⁽¹⁹⁾。

川崎第1次訴訟判決（横浜地川崎支判平成6年1月25日判時1481号19頁）は、被告企業らについて、その位置関係、原料・製品の供給関係、施設の利用関係などから後段の関連共同性を、さらに、昭和40年代後半以降の公害防止対策の一体性によって前段の関連共同性があることを認めた。

道路管理者らについても、同第2～4次訴訟判決（横浜地川崎支判平成10年8月5日判時1658号3頁）は、被告道路管理者らについて、本件道路の位置関係、供用・拡張の経緯、利用形態、大気汚染物質の排出状況、及び、汚染物質の排出の一体性によって、少なくとも後段が適用できる関連共同性があることを認めている。

西淀川訴訟において、原告らと被告企業らの間で和解が成立した後、西淀川大気汚染公害第2～4次訴訟判決（大阪地判平成7年7月5日判時

1538号17頁)は、被告の道路管理者らの責任について、「競合行為者の行為が客観的に共同して被害が発生していることが明らかであるが、競合行為者数や加害行為の多様性など、被害者側に関わりのない行為の態様から、全部又は主要な部分を惹起した加害者あるいはその可能性のある者を特定し、かつ、各行為者の関与の程度などを具体的に特定することが極めて困難であり、これを要求すると被害者が損害賠償を求めることができなくなるおそれが強い場合であって、寄与の程度によって損害を合理的に判定できる場合には、右のような特定が十分でなくても、民法719条を類推適用して、特定された競合行為者(「特定競合者」)に対する損害賠償の請求を認めるのが相当である」として、「特定競合者のうちで被告とされた者は、個々の不特定競合者との共同関係の有無・程度・態様等について、適切な防御を尽くすこともできないので」「結果の全体に対する特定競合者の行為の総体についての寄与の割合を算定し、その限度で賠償させることとするほかはない」、と判示した。

本判決は、道路公害について、競合不法行為による寄与度不明の事案において、民法719条1項を類推適用するものであるが、被告である道路管理者らに集団的寄与度の範囲で連帯責任が課されている。川崎2~4次判決と同様に、共同不法行為の事案として、西淀川1次判決の判断枠組みによって、道路管理者らに客観的関連共同性を認めて同条項後段を適用しても、被告らに集団的寄与度の範囲で連帯責任が課されることになる。

(ii) じん肺労災事案

各地のじん肺労災訴訟判決は、複数の企業に雇用された労働者が、複数の炭坑や採掘場などの現場で大量の有害な粉塵に曝露されて健康被害を被った事案において、719条1項後段を適用または類推適用して、被害者の救済を進めてきた⁽²⁰⁾。

筑豊じん肺訴訟控訴審判決(福岡高判平成13年7月19日判時1785号89頁)は、重合的競合の場合に、同条項後段の類推適用を認める要件として、「複数の行為が相加的に累積して被害を発生させていること(客観的共同)と各行為者が他者の同様の行為を認識しているか、少なくとも自己と同様の行為が累積することによって被害を生じさせる危険があることを認識していること(主観的要件)が必要である」、と判示した。

西日本じん肺訴訟控訴審判決(福岡高判平成20年3月17日判時2015号146頁)は、「加害者各人の寄与度が明らかでない場合」には、「特定の

加害者の単独行為では、損害を発生させる危険性を有しないのであるから、他の加害者の同種の行為が累積することによって損害を生じさせる危険があることにつき故意又は過失があったことを要件とすべきであるが、これは、一般の不法行為の要件（権利侵害に対する故意又は過失があること）として要求されるものであって、民法719条1項後段を適用するための要件ではない」、と解したうえで、「加害者側にとっては酷な結果をもたらす」ことがないように、「加害者側の反証が厳密な意味で功を奏したとまではいえなくとも、ある程度責任割合を画する客観的基準が提示された」と認められるときには、責任の公平分担の観点から、当該加害者の責任を一定の、限度に止めることとする」、と判示した。

じん肺訴訟判決は、単独で損害を惹起しえない加害行為による重合的競合の事案において、民法719条1項後段を適用または類推適用した。加害行為が相加的に競合して損害が発生することに客観的関連性を認め、筑豊判決が、他の加害行為が競合して損害が発生することを認識していることを要件として、本条項を類推適用できると解する一方で、西日本判決は、本条項が類推適用される場合に、公平に損害コストを負担させるために、被告の減責の余地を認めている。

3 建設アスベスト訴訟における課題

(1) 民法719条1項前段の適用

民法719条1項前段の関連共同性（強い関連共同性）は、「共同行為者各自に連帯して損害賠償義務を負わせるのが妥当であると認められる程度の社会的に見て一体性を有する」場合に認められ、主観的要素や客観的要素を総合的に考慮して判断されている。

松本克美「建設作業従事者のアスベスト被害とアスベスト建材メーカーの『流通集積型』共同不法行為」(2012)は、アスベスト含有建材の製造販売について、①他の建材と組み合わせられることを想定して製造・流通するので、建設現場で種々の建材の粉塵に集積的に曝露される必然性がある「結果発生への強い一体性」、②「他のメーカーのアスベスト建材と結合して集積することの認容」、③「アスベスト建材の流通拡大についての利益の共同性」に基づいて、関連共同性が認められると解する⁽²¹⁾。

吉村良一「『市場媒介型』被害における共同不法行為論」(2012)は、松本論文よりも、関連共同性が認められるケースを限定する⁽²²⁾。アスベ

ト含有建材の製造販売について、「同じ危険がある製品を流通に置いたという共通性」があり、「流通を通じて建設現場に集積しそこにおける危険な状況を作り出す」行為であり、「危険性の認識が高まり、相互の防止行為が必要になることを認識しうる段階」で強い関連共同性が認められる、という。ほかに、強い関連共同性が認められるケースとして、各メーカーに相互防止義務が認められる場合や共同の利益享受がある場合、「業界団体を通じた密接な関係がある場合」を挙げる。

(2) 民法 719 条 1 項後段の類推適用

本条項が適用される典型的な事案は、数人の投石が競合して被害者が負傷した事案のように、少数の加害行為者が時間的場所的に近接して、現実的に損害を発生させる危険がある行為の択一的競合である。

これに対して、建設アスベスト事案では、多数のメーカーが多様な建材を製造販売し、市場を通じて建設現場に供給される。流通経路や市場シェアなどによっては、被害者に疾患を発生させる可能性が低いが、その可能性を全く否定することはできない多数のメーカーらが存在する。すべての加害者であり得るメーカーを特定することは困難である。建材は、全国各地で製造されて流通し、各地の建設現場で使用されて健康被害が発生する。多数のメーカーらが製造販売した建材の粉塵に曝露されると、複数のメーカーの加害行為に起因する粉塵が累積的または重合的に作用して疾患が発症することになる。

いかなる程度の危険性をもって加害行為に該当するのか、すべての加害行為者を特定することが必要か、加害行為者らに時間的場所的近接性を要件とするか否か、争われている。

(i) 加害行為の危険性

前田達明＝原田剛『共同不法行為論』(2012)は、本条項によって因果関係推定される要件としてじん肺訴訟の判例から示唆を得て、加害者の各行為が損害をもたらし得るような危険性を有すること、及び、実際に発生した原因となった「可能性」があることを提示する⁽²³⁾。加害行為が競合する場合に、被害者を保護するために、因果関係の証明責任を軽減するのであるから、原告は、「被告の行為の抽象的な危険性だけではなく、その具体的な危険性までは立証責任を負う」と解する⁽²⁴⁾。

これに対して、吉村・前掲論文は、市場を媒介として流通し、建設現場

で粉塵を飛散させるアスベスト含有建材の性質によって、危険性・可能性が認められると解している⁽²⁵⁾。

(ii) 加害行為者の特定

2でみたように、通説的見解は、本条項の要件として、加害者であり得るすべての者を特定することが必要であると解している。その根拠として、被告が、因果関係について反証を挙げて減責・免責を受ける手がかりを与えるために、加害行為者の特定が必要であるとされる⁽²⁶⁾。

淡路剛久「権利の普遍化・制度改革のための公害環境訴訟」(2012)、吉村・前掲論文は、多数の加害行為が競合して多様に疾患に作用する建設アスベスト事案では、特定した者のほかに競合する者が存在しないことを証明する必要がなく、高度の蓋然性をもって加害行為者がすべて特定されていると証明できれば十分であると解する⁽²⁷⁾。

他方、松本克美「侵害行為の特定と共同不法行為責任の成否」(2010)は、従来の学説が、少数の限定された加害行為の競合を前提とすることを指摘して、本条項は、損害を発生させる可能性がある加害行為者に賠償責任を課す趣旨から、加害行為者の特定は必要でないと主張する⁽²⁸⁾。これに対して、吉村・前掲論文は、「加害者として責任を問われうる者の範囲」について、「賠償責任を問われる者が無限定に広がらないようにするためには『特定』は必要である」、という⁽²⁹⁾。

(iii) 時間的場所的近接性

潮見佳男『不法行為法Ⅱ(第2版)』(2011)は、建設アスベスト事案にみられる累積的競合や重合的競合の事案について、「『寄与度』の立証困難による賠償否定という不利益から被害者を救済する」ためには、「複数行為者の行為が一体として把握される」必要があり、「時間的場所的に近接した空間内で、個々の行為の『寄与度』を証明困難とする被害者側に存在しているのでなければならぬ」、という⁽³⁰⁾。

これに対して、前田陽一「共同不法行為論・競合的不法行為論の再検討——じん肺訴訟・アスベスト訴訟を機縁に原因競合論の観点から——」(2011)は、本条項後段の趣旨について、「損害を全部惹起した可能性のある複数の同質の原因たる行為が全て特定されているが「誰の行為によって一つの損害が全部惹起したか不明」である場合」の因果関係の立証困難の回避にあり、かかる行為は時間的場所的近接性を有することが多いが、本質的な要素とはいえない」、類推適用について時間的場所的近接性は、

「コンビナート公害の紛争事案には適合的」であるが、「長期間広範囲の都市型大気汚染事案」では「時間的場所的関連性の要件が希薄化する傾向」があり、《累積的に競合することで一つの損害を全部複数の同質の原因たる行為が全て特定されているが、「誰がどの程度の寄与をして一つの損害が全部発生したか不明」である場合》に拡張したものであって、時間的場所的関連性（近接性）は本質的な要素ではない」、と解する⁽³¹⁾。「《遅発性の被害や職住における人の移動の増大》が、建設アスベスト事案の問題の背景にあることから、時間的場所的近接性による限定は適切でない、という⁽³²⁾。

4 市場占有率責任

1980年、カリフォルニア州最高裁判所は、*Sindell v. Abbott Labs.*⁽³³⁾において、多数の製薬会社が製造販売する流産防止剤DESを服用して子宮頸がんが発症した被害者らが加害者であるメーカーを特定できない事案について、択一的責任（alternative liability）を修正して、市場占有率責任理論（market share liability）を定立した⁽³⁴⁾。加害者を特定できない原告が、「相当のシェア（substantial share）」に至るまで、製造者らを共同被告とした場合には、因果関係の立証責任を被告に転換して、反証を挙げることができない被告は、市場シェアに応じて賠償責任を負う。被告らには、連帯責任でなく、分割責任が課される。

Sindell 判決は、市場シェアに応じた責任の根拠を次のようにいう。①無責の原告と過失ある被告では、被告のほうが損害を負担するべきである、②被告によるDESの製造販売行為は、因果関係を証明できない重要な原因である、③被告は、損害コストを保険や商品価格への転嫁を通じて分散できる、④被告に責任を課すことによって、安全な製品を製造するインセンティブが生じる、⑤「相当の市場シェア」に至る被告の特定を要件とすることで、原告と被告との間の公平が図られる、⑥被告が最終的に負担する賠償額が現実に発生させた損害額に近似する、と。

他方、アスベスト事案において、原告が、石綿関連疾患の原因となったアスベスト資材を製造販売したメーカーを特定できない場合には、市場占有率責任理論に基づいて、損害賠償を請求することは認められていない⁽³⁵⁾。判例は、①アスベスト資材の種類によって、アスベストの含有量や危険性が異なる、②肺がんには喫煙など他の原因も考えられる、③択一

的競合でなく、累積的競合や重合的競合の事案もある、④原告が加害者を特定できる可能性がある、という理由を挙げる。

日本の建設アスベストの事案には、市場占有率理論の適用を否定するこれらの根拠が妥当しないといえる。①については、国交省のデータベースによって、建材の種類ごとに市場シェアを算定することができる。②について、大気汚染公害事案と同様に、他の原因が疾患の発症に寄与する場合でも、被告メーカーらによる集団的寄与度を限度として責任を課すことになる。③については、日本法では、大気汚染公害やじん肺労災の事案において、累積的競合や重合的競合についても、択一的競合に適用される民法719条1項後段が適用または類推適用されている。④については、2でみた事案の特質により、被害者は曝露された建材のメーカーを極めて特定しにくい事情にある。

むしろ、択一的競合のDES事案よりも、累積的競合または重合的競合である建設アスベストの事案のほうが、多数の建設現場を渡り歩くことによって、被告が製造販売した建材が原因となる可能性が高くなるのであり、民法719条1項後段の類推適用において、さらにその類推適用の限界を超える場合でも、被告の帰責性や賠償範囲を検討するのに有用であるとも考えられる。

三、控訴審判決の動向

これまでの判決を時系列的にみると、①横浜地判平成24年5月25日訟月59巻5号1157頁（神奈川1陣第一審判決）、②東京地判平成24年12月5日判時2183号194頁（東京1陣第一審判決）、③福岡地判平成26年11月7日（九州1陣第一審判決）、④大阪地判平成28年1月22日判タ1426号49頁（大阪1陣第一審判決）、⑤京都地判平成28年1月29日判時2305号22頁（京都1陣第一審判決）、⑥札幌地判平成29年2月14日判時2347号18頁（北海道1陣第一審判決）、⑦横浜地判平成29年10月24日（神奈川2陣第一審判決）、⑧東京高判平成29年10月27日判タ1444号137頁（神奈川1陣控訴審判決）、⑨東京高判平成30年3月14日（東京1陣控訴審判決）、⑩大阪高判平成30年8月31日（京都1陣控訴審判決）、⑪大阪高判平成30年9月20日（大阪1陣控訴審判決）がある。

被告国について、泉南アスベスト訴訟最高裁判決（最判平成26年10月9日民集68巻8号799頁、最高裁判所判例解説民事篇平成26年度410

建設アスベスト訴訟における建材メーカーの責任 (1)

頁)は、石綿工場の労働者に対する、労働関連法令の規制権限の不行使による賠償責任を認めた⁽³⁶⁾。建設アスベスト訴訟においても、神奈川1陣第一審判決(①)は責任を否定したが、東京1陣第一審判決(②)は責任を肯定し、泉南アスベスト最高裁判決以降のすべての判決は、国の責任を肯定する⁽³⁷⁾。東京1陣控訴審判決(⑨)、京都1陣控訴審判決(⑩)、及び、大阪1陣控訴審判決(⑪)は、一人親方に対する国の労働関連法令に係る責任も認めている。

原告らは、被告メーカーらの責任について、a国土交通省データベースの主要な建材メーカーらが建材を製造販売して市場を媒介して流通させた集団的共同不法行為による連帯責任、b被害者の作業形態に応じて使用する建材(直接取扱い建材)を製造販売したメーカーらの連帯責任、または、c被害者に石綿関連疾患を発症させる危険性が相当程度ある建材から疾患を発症させる影響度の高い建材(主要曝露建材)を製造販売したメーカーらの連帯責任を主張した。請求の根拠は、民法719条1項前段の共同不法行為、同条項後段の「加害者不明の共同不法行為」、及び、同条項後段の類推適用である。

1陣第一審判決のうち、神奈川(①)、東京(②)、九州(③)、大阪(④)、北海道(⑥)の5判決は、原告らの被告メーカーらに対する請求を棄却した。これに対して、京都1陣判決(⑤)、神奈川2陣判決(⑦)は、請求を一部認容した。

1陣控訴審判決のうち、東京高裁において、神奈川判決(⑧)は、請求を棄却した原判決を取り消して、請求を一部認容したのに対して、東京判決(⑨)は、原判決を維持して請求を棄却した。他方、大阪高裁において、京都判決(⑩)は、請求を一部認容した原判決を変更して、大阪判決(⑪)は、請求を棄却した原判決を取り消して、請求を一部認容した。

このように各地の裁判所で判決が言い渡されるなかで、建材メーカーの責任に関する多数の論文や判例研究が公表されるに至っている⁽³⁸⁾。

本項では、上記の4つの控訴審判決について、共同不法行為に関する判示を一瞥し、検討課題を提示する。

1. 神奈川1陣控訴審判決(東京高判平成29年10月27日)(⑧)

[事実の概要]

被害者及び相続人ら89名が、国、及び、建材メーカーら43社に対し、

損害賠償を求めて提訴した。被告メーカーらには、集団的共同不法行為による損害賠償を請求した。

原審(①)は、原告らの請求を棄却。被告メーカーらは、「全ての被告企業に汚染源としての一体性があるとは認め難い」、「被告企業らを全体として一体とする利益共同体を想定することは基本的にはできない」などとして、民法719条1項前段の適用を否定した。また、「択一的競合関係にある共同行為者の範囲を画していない」として、同条項後段の適用を否定した。

原告らは、控訴審では、被告メーカーらが主要曝露建材を製造販売したことによる共同不法行為による損害賠償を請求した。

東京高裁は、原判決を取消して、国と被告メーカーら4社に対する請求を一部認容した。メーカーらの責任は、昭和50年以降の警告表示義務違反による。

[判旨]

(i) 民法719条1項後段類推適用の要件と加害行為の具体的危険性

「民法719条1項後段が因果関係の立証責任を転換し、これを推定する規定を設けたのは、行為者が被害者に生じた権利・法益侵害を発生させる具体的な危険を惹起する行為をした場合、経験則上それだけで両者の因果関係を推定し得るにもかかわらず、たまたま他に同等の危険を生じさせる加害行為をした者がいる場合には、相互に因果関係の推定を妨げ合い、いずれについても被害者による因果関係の証明が不十分となり得る事態が生じることから、被害者を救済する必要があるとともに、加害者側にも権利・法益侵害の具体的危険を惹起させたという事情が備わるため、推定を認めても必ずしも責任主義に反することとならないからであると解される。

そうすると、民法719条1項後段が適用されるためには、各人の行為が、経験則上、それのみで生じた損害との間の因果関係を推定し得る程度に具体的な危険を惹起させる行為であることを主張・立証する必要があると解される。

「被控訴人企業の製造・販売した建材が出荷されても、被災者が作業した建築作業現場に到達しなければ、当該被災者との関係で被控訴人企業の行為が具体的な損害発生の危険性を惹起したとはいえず、」「民法719条1

項後段を適用することはできず、同様の理由から同項後段を類推する基礎にも欠けるというべきである。」

(i) 市場シェアによる建材の到達とその頻度の推定

「事案の特質に鑑みると、他の的確な証拠によることができない場合に、控訴人らが主要曝露建材として特定した建材が、各被災者の職種、作業内容、作業歴、建材の製造期間などからみて、現場において通常使用する建材であることの裏付けがあり、主要曝露建材を製造・販売した企業のマーケットシェアに一応の根拠が認められ、被災者が作業をした現場数が多数である場合には、これらに基づく確率計算に依拠して、建材の到達とその頻度を推定することも、流通経路の偏り等によって、現実の到達と確率計算に乖離を生じさせる具体的事情がない限り、合理性があるというべきである。」

「主要曝露建材が建築作業において通常使用される種類の建材であり、非石綿の代替製品がない場合を前提とすると、「特定企業のマーケットシェアが大きくなるほど、また、現場数が多くなるほど、当該製品が被災者の現場に到達する頻度及びその蓋然性は高くなる。」

「特定企業の製品のマーケットシェアが10%、20%、30%の場合には、それぞれ 20 回 $(1 - (1 - 0.1)^{20} = 0.87842)$ 、10 回 $(1 - (1 - 0.2)^{10} = 0.89263)$ 、6 回 $(1 - (1 - 0.3)^6 = 0.88235)$ の現場数で少なくとも 1 回は、当該製品が現場に到達する高度の蓋然性があり、(中略) この割合でみても、現場数が大きくなれば、到達頻度も相当回数に及ぶことが推測される。

なお、マーケットシェアを検討するに当たっては、主要曝露建材に非石綿も含め代替製品が存在する場合には、(中略) これも考慮に入れて、マーケットシェアを算定する必要がある。」

「国交省データベースは、上記 42 種類の石綿含有建材を対象とするものであり、平成 18 年時点で廃業していた建材メーカーの製品等の情報が含まれないという限界はあるものの、被控訴人国が可能な限りデータの収集に努めたものであり、その後の更新もされていることからすると、上記 42 種類の建材については、具体的な反証がない限り、主要な製品及びそのメーカーをカバーしているものと一応推認することができる。」

(ii) 中皮腫の発症（累積的競合）

「中皮腫については、石綿粉じん曝露との間に量・反応関係の存在を否

定できないものの、少量曝露によっても発症し得るとされていることから、本件のように石綿粉じん曝露に関わった加害者が多数存在し得る状況において、加害者として特定された者が、他に加害行為を行った者が多数存在し、これらの者による石綿粉じん曝露の方が自らの加害行為よりも曝露量が大きいことを証明したとしても、民法719条1項後段の推定を覆せないとする、明らかに衡平を失する。その意味では、石綿粉じん曝露による中皮腫については、加害行為が単独惹起力を備えるか否か必ずしも明らかでなく、加害行為の寄与度が不明の場合と同様に扱うのが相当である。

すなわち、被害者において、加害者全員を特定して、他に加害者となり得る者がいないことを主張・立証することによって、はじめて損害全体についての因果関係の推定の基礎が備わり、民法719条1項後段の類推適用が可能となるというべきである。」

(iii) 加害行為者の特定

控訴人らの主要曝露建材に基づく主張は、中皮腫を発症させた被災者との関係において、加害者の一部を特定するのみで、他に加害者となり得る者が存在することが明らかな状況にあるから、損害全体との関係で同項後段を類推適用して、主要曝露建材の製造・販売元として特定された被控訴人企業らに、被災者の損害全体について連帯責任を負わせることはできず、被災者の全体的な曝露量との関係で、主要曝露建材を製造・販売した企業らの集団的寄与度を定め、これに応じた割合的責任の範囲内で、民法719条1項後段を適用して、連帯責任を負担させるのが相当である。」

(iv) 加害行為の場所的・時間的・近接性

「加害行為と近接して損害が生ずる通常の事案においては、損害発生 of 具体的な危険性を惹起させる行為は、自ずと互いに場所的・時間的・近接性を有することになるが、加害行為から損害の発生に至るまで長期間を要する事案においても、生じた損害との因果関係を推定しうる程度に具体的な危険性を惹起させる行為が複数存在し、そのことによってお互いに推定を妨げ合う事態が想定され、かかる場合には各行為の間に時間的・場所的・近接性を欠くといえども、なお同条後段が因果関係の推定を認めた趣旨が妥当するから、場所的・時間的・近接性は同項後段の適用要件ではないと解すべきである。」

(v) 加害行為の単独惹起力

「民法719条1項後段が適用されるためには、特定された加害者の行為は、そのみで結果を発生させる危険性を有することが必要である。肺がんについては、疫学調査の結果から、石綿の累積曝露量と肺がんの発症リスクとの間に直線的な量・反応関係があるとされ、ヘルシンキ・クライテリアは、1年当たり1本/cm³の曝露により、肺がんの発症リスクが0.5%から4%増加するとのデータに基づき、25本/cm³×年の累積曝露量で肺がん発症の相対リスクが2倍になるとしており、我が国の労災認定においても、これに依拠した認定基準が用いられていることに鑑みると、加害行為が単独惹起力を有するか否かの判断もこれに基づき判断するのが相当である。」

「中皮腫については、ヘルシンキ・クライテリアは、低度の石綿曝露の場合でも起こることがあるが、非常に低度のバックグラウンド環境曝露が有する危険性は極めて低いとするのみで、累積曝露量の基準を示しておらず、リスク判断が困難であることから、その扱いについては、(中略) 到達した建材からの石綿粉じん曝露が単独惹起力を有するか不明であることを前提として、製造・販売した企業の責任を論ずることとする。

(vi) 単独惹起力のない加害行為者の分割責任

「加害企業として特定された企業の製造・販売した主要曝露建材からの石綿粉じん曝露が、上記の単独惹起力を有しない場合には、各企業は、原則どおり、各社の損害発生に対する寄与度に応じた割合による分割責任を負うこととなる。」

「加害者として特定された者の行為に単独惹起力がない場合には、すべての加害者を特定して、他に加害者が存在しないことを立証しなければ、損害全体についての因果関係の推定の基礎が欠けるところ、控訴人らは、加害者の一部しか特定しておらず、本件においては他に加害者となり得る者が存在することが明らかであることから、同項後段の類推適用の前提を欠くものというべきである。」

(vii) 建材メーカーの責任の範囲

被控訴人のうち3社について、「肺がん又は石綿肺を発症した控訴人との関係では、いずれも単独惹起力を有するとは認められず、びまん性胸膜肥厚を発症した控訴人についても、単独惹起力を有すると認めることは困難であることから、これらの控訴人については、被控訴人ら各自の寄与度

に応じた割合による分割責任を検討することとなる。これに対し、中皮腫を発症した控訴人との関係では、既に述べたとおり、いずれも単独惹起力を備えるか否か明らかではなく、加害行為の寄与度が不明の場合と同様に取り扱うこととなるが、加害者全員の特定がされていないため、主要曝露建材による曝露の集団的寄与度の範囲内で、民法719条1項後段の適用を検討することとなる。

2. 東京1陣控訴審判決（東京高判平成30年3月14日）(⑨)

【事案の概要】

被害者及び相続人ら337名が、国、及び、建材メーカーら42社に対し、損害賠償を求めて提訴した。被告メーカーらには、集団的共同不法行為による損害賠償を請求した。

原審(②)は、国に対する請求を一部認容したが、被告メーカーらに対する請求を棄却した。被告メーカーらについて、警告表示義務違反による過失を認めたが、「原告らは、個々の原告又は被告企業らとの関係における具体的な加害行為を主張していない」、「被告企業らの間には、資本関係や取引関係はもとより、製品の製造及び販売について何らの情報の共有もなく、単に石綿含有建材を製造又は販売し、建材市場の流通に置いたという点が共通するだけであるから、利益共同体としても危険共同体としても認められず、拡大された注意義務も全く存在しない」として、民法719条1項前段の適用を否定し、次いで、原告らが具体的加害を特定せず、「他に原因者がいないこと」を証明していないので、「択一的競合と評価し得る状態とは到底いえない」、「各被告企業の行為に時間的及び場所的近接性がいずれも認められない」として、同条項後段の適用を否定した。

原告らは、控訴審では、予備的請求として、被告メーカーらが主要曝露建材を製造販売したことによる共同不法行為による損害賠償を請求した。

東京高裁は、被告国については、個人事業主（一人親方）に対する責任も認めて、原判決を変更したが、他方で、被告メーカーらに対する請求を棄却した。

【判旨】

(i) 民法719条1項後段の趣旨と前提

「1審原告らがその適用又は類推適用を主張する民法719条1項後段

は、後記のとおり、そもそも、被害者の個別的因果関係の立証困難性を救済するため、共同行為者として特定された者の加害行為と損害との間の個別的因果関係を推定する規定であるから、その推定を働かせる前提としては、1審被告企業らが同項後段の『共同行為者』であること、すなわち、その製造又は販売に係る石綿含有建材が、1審原告（被災者）らが作業に従事する建設現場に現実に到達したこと（加害行為）の証明が必要になるものと解され、この石綿含有建材の建設現場への到達は、加害行為と損害との間の個別的因果関係を法律上推定するための前提事実であるから、1審原告らが主張する本件の事案の特質を考慮しても、原則的証明度の下での通常の証明（高度の蓋然性による証明）によるべきであって、証明度を軽減した証明によることは許されないものと解される。」

(ii) 加害行為者の特定と加害行為の危険性・可能性

民法 719 条 1 項後段の「共同行為者」は、「(ア) 損害発生に関して原因を与える可能性（現実的危険性）のある行為者が特定され、そのような者が他には存在しないこと、(イ) その加害行為が単独で損害を生じさせる危険性を有すること」を充たす必要がある。

「国交省データベース構築の目的は、あくまでも、解体工事等の際に石綿含有建材の使用等を簡便に把握する点にあり、それ以外の目的に国交省データベースの掲載情報を利用する場合には、情報の正確性は保証されておらず、現に、国交省データベースに登録されていない多くの企業が存在し、しかも、国交省データベースに掲載されている情報は、すべての建材を網羅していないし、一般的に市場に流通している建材のみが登録されているものでもなく、また、誤った情報が登録され、それがその後、訂正・削除されたり、不正確な情報が記載されているのに、訂正・削除されないまま放置されたりしているものがあると認められ、このような国交省データベースの情報の正確性の程度に加え、そもそも、1審原告らが当審において主張する職種に対応する『直接取扱い建材』や『主要曝露建材』には、被災者らが実際に従事した職種と対応していない建材があることが認められ、これらの職種に従事した被災者らに関する限り、上記建材が、その者の石綿関連疾患の原因となった主要な石綿含有建材とはいえないことも併せ考慮すると、(中略) 国交省データベースの掲載情報等を基礎とした、上記のような『主要曝露建材』の製造又は販売企業の特定によって、加害行為者の範囲が特定され、それ以外に加害者となり得る者が存在しな

いことが証明されているとはいえない。

また、上記のとおり、国交省データベースが、石綿含有建材を製造又は販売したことがある企業を網羅しているとはいえず、1審被告企業ら以外に石綿含有建材を製造又は販売していた多数の企業が存在していることに照らすと、被告とされている1審被告企業らのうちのいずれかの企業が製造又は販売した石綿含有建材が、被災者らの作業する建設現場に現実に到達し、その石綿含有建材が、被災者らに現実に発生した損害の原因となった可能性が高いとも認め難いというべきである。」

「共同行為者の複数の行為が競合して被害を発生させたが、その寄与度が明確ではない場合に、仮に、同項後段を類推適用して因果関係を推定するとの考え方に立つのであれば、少なくとも、『共同行為者』が全損害を惹起し得る可能性が高いことを前提として、損害に寄与した行為者が特定され、そのような者が他には存在しないことが要件とされるべきである。」

3. 京都1陣控訴審判決（大阪高判平成30年8月31日）(⑩)

〔事案の概要〕

被害者ら27名が、国、及び、建材メーカーら32社に対し、損害賠償を求めて提訴した。被告メーカーらには、主位的に、被害者の直接取扱い建材を製造販売したメーカーらに絞りをかけて、予備的に、被害者の主要曝露建材を製造販売したメーカーらに絞りをかけて、損害賠償を請求した。

原審(⑤)は、国に対する請求を一部認容し、被告メーカーら9社に対しても、予備的請求に基づく請求を一部認容した。メーカーらの責任は、警告表示義務違反によるものである。石綿吹付材は昭和47年以降、屋内での石綿粉じん作業で使用される建材は昭和49年以降、屋外での石綿切断等作業で使用される建材は平成14年以降である。

被告メーカーらの責任について、石綿関連疾患の発症について累積的競合または重合的競合の事案であるとして、「民法719条1項後段の類推適用により、被災者への到達可能性を有する石綿含有建材を製造し、警告表示なく販売した被告企業らの行為が競合し、競合行為によって作出された建設作業現場における石綿粉じん曝露の危険によって当該被災者が石綿関連疾患を発症したこと（競合行為と結果との因果関係）が立証されれば、各被告企業が製造し、警告表示なく販売した石綿含有建材が当該被災者に到達し、当該石綿含有建材からの石綿粉じんに当該被災者が曝露して石綿

建設アスベスト訴訟における建材メーカーの責任 (1)

関連疾患を発症したと推定され、被告企業らからこれに反する事実が主張立証されない限り、被告企業らは全部の責任を負う」と解した。そして、「一つの現場に最も長く留まる大工であっても、1年間に10件以上の現場を経験することからすれば、一般的な建設作業従事者は、特段の事情のない限り、1年間に10件以上の建設作業現場において建設作業に従事することとなる上、被災者らにおいては、複数年にわたり建設作業に従事してきたのであるから、より多くの建設作業現場において建設作業に従事した経験を有する」ので、「用途を同じくする建材において、概ね10%以上のシェアを有する建材メーカーが販売した建材であれば、建設作業従事者が、1年に1回程度は、当該建材を使用する建設作業現場において建設作業に従事した確率が高いという」基準のもとに、被災者が使用した建材の種類に応じて判断した。

大阪高裁は、被告国について、原判決を変更して、個人事業主（一人親方）による請求も一部認容し、被告メーカーら10社について、原判決を変更して、原告らの請求を一部認容した。メーカーらの責任は、昭和49年以降の警告表示義務違反による。

[判旨]

(i) 民法719条1項後段の類推適用と加害行為の具体的危険性

「被災者らが石綿関連疾患に罹患した実態に照らせば、一審被告企業らによる石綿含有建材の製造・販売行為が被災者らの石綿関連疾患罹患に寄与した時間と場所の関係は、時間及び場所がいずれも重なる場合、時間又は場所のいずれかが重なる場合、時間及び場所が全く重ならない場合等多様な関係があり得るが、いずれにしても曝露による石綿粉じんの体内への取り込みが累積することによって石綿関連疾患が被災者に発症するものであるから、石綿粉じんの曝露に関する時間及び場所の関係が多様なものであっても、これらの曝露の形態は、総じて『累積的』曝露という言葉で表すことが適切である。」

「共同行為の中には結果との因果関係のない可能性のある者も含まれる『累積的競合』の場合であるから、同項後段の類推適用においては、同条項の要件について、その実態に即した一定の変容を許容する必要があるが、他方では、加害者とされる一審被告企業らの防禦の利益にも配慮し、同項後段の類推適用が無限定に拡大することを防止する必要がある。」

これらの観点からすると、民法719条1項後段の類推適用に当たり、一審被告企業らによる石綿含有建材の製造・販売行為が加害行為に当たるというためには、それが被災者らに対する具体的危険性を有するものである必要があり、一審被告企業らによる石綿含有建材の製造・販売行為が被災者らに対する具体的危険性を有するものであるというためには、一審被告企業らの製造・販売した石綿含有建材が、被災者らの就労した建築現場に現実_に到達したことまでは必要でないが、少なくとも、被災者らの就労した建築現場に到達した（その結果、当該建材に由来する石綿粉じん_にに曝露した）相当程度以上の可能性が必要であると解するのが相当である。」

(ii) 「相当程度の可能性」の判断基準

「建材が販売された時期、販売された地域、販売された相手（対象）、使用された建物の種類、使用された箇所、使用された工程及び使用された方法が、被災者らが建築作業に従事した時期、従事した地域、販売対象が特定の施工代理店等に限定されている場合には当該代理店等への所属、施工した建物の種類、施工した箇所、従事した工程及び施工した方法と整合していれば、当該建材を製造・販売した企業のシェアを基礎として、当該建材が被災者らに到達した可能性の程度をある程度推測することは可能であり、その可能性が相当程度を超える場合には、かかる建材を製造・販売した建材メーカーは、民法719条1項後段を類推適用する際に、同項後段の共同行為者となり、共同不法行為責任を問われる場合がある。」

(iii) 「相当程度の可能性」以上に当たる市場シェアの算定

「例えば、ある特定の石綿含有建材が概ねすべての建築物で使用される場合、被災者が年間10件の現場で建築作業に従事するものと仮定すると、ある企業が製造・販売した当該建材が当該被災者の従事する現場で年に1回以上使用される確率は、当該企業のシェアが10%であれば、約65.13% $((1 - (1/10))^{10})$ となり、シェアが20%であれば、約89.26% $((1 - (2/10))^{10})$ となり、シェアが30%であれば、約98.02% $((1 - (3/10))^{10})$ となる。このように、用途を同じくする建材について、シェア20%を一つの基準とすれば、年間10件の建築現場で就労する建築作業従事者が当該建材を1回以上使用する確率は90%近くになり、これを裏返していえばある建材メーカーのシェアが20%であれば、当該建材メーカーの製造・販売した建材が年間10件の現場で就労する建築作業従事者の就労した建築現場に1回以上到達した確率が90%程度ということになる。」「被災者

らがいずれも長期間にわたって建築現場で就労してきたことからすれば、当該建材が被災者らの就労する建築現場に相応の回数到達した確率が90%以上ということになる。したがって、シェアが概ね20%以上という基準をとれば、前記の各観点を踏まえても、一審被告企業らの製造・販売した石綿含有建材が被災者らに到達した相当程度以上の可能性があり、一審被告企業らによる当該石綿含有建材の製造・販売行為が被災者らに対する具体的危険性を有する加害行為に当たり得るというべきである。」

「特定の用途の石綿含有建材が、建築現場で使用されると仮定した場合、ある企業の製造・販売した当該用途に使用される特定の建材が当該現場に1回以上到達する確率が80%を超えるのは、シェアが20%の場合は8件目以後 ($83.22\% = 1 - (1 - 0.2)^8$)、シェアが25%の場合は6件目以降 ($82.20\% = 1 - (1 - 0.25)^6$)、シェアが30%の場合は、5件目以降 ($83.19\% = 1 - (1 - 0.3)^5$) となる。そして、特定の建材のうち、石綿含有建材が使用される割合を控えめに3割、ノンアス建材が使用される割合を7割とし、被災者が従事する現場を年間に10件程度(すなわち、1年に3件程度は石綿含有建材が使用される)とすると、25%以上のシェアを有する企業の建材が1回以上現場に到達する確率は2年以下となる。この確率は、控えめに計算しても、被災者らが、当該企業の製造・販売した石綿含有建材からの粉じん²に2年に1回、最大で1か月程度の期間は、当該企業が製造・販売した石綿含有建材に由来する石綿粉じん²に曝露した相当程度以上の可能性があることを示すものであり、被災者らが長期間にわたり建築作業に従事したことを考えると、そのような状態が幾度も繰り返されたことを示すものといえる。なお、シェアが20%の企業でも先の条件で6件目の到達確率を計算すると73.8%に達するから、シェアが25%にはならないが、継続的に20数%のシェアが認められる場合には、事情によって到達の相当程度以上の可能性を肯定し得る場合もあるというべきである。そうすると、ノンアス建材が競合建材として存在する場合でも、特定の建材について概ね25%程度のシェアを有する企業の製造・販売した石綿含有建材は、被災者らが建築作業に従事した建築現場に到達した相当程度以上の可能性があるということになる。」「各一審被告企業が概ね25%程度のシェアを有する場合に、当該一審被告企業の製造・販売した石綿含有建材が各被災者の就労した建築現場に到達した相当程度以上の可能性があるということが出来る。」

(iv) 被告の責任の範囲

「各被災者の石綿粉じん曝露期間が、石綿関連疾患の発症に必要な職業曝露期間以上であれば、一審被告企業らによる適正な警告表示なき責任建材の製造・販売行為と被災者らの石綿関連疾患発症との間に相当因果関係があると推定され、当該一審被告企業らに不法行為責任が問われる可能性があることになる。この意味において、因果関係及び責任の有無は、各被災者の石綿粉じん曝露期間、ひいてはこれにより画される一審被告企業らの全体としての責任期間により画されることになる。」

(v) 使用者・注文者の責任との関係

「一審被告企業らによる警告表示の有無にかかわらず、労働者である建築作業従事者を雇用する事業者は、当該建築作業従事者が石綿関連疾患を発症することがないように配慮すべき責任（安全配慮義務）を第一次的に負っている。また、建築作業従事者が一人親方等である場合においても、一人親方等への注文主（元請業者）は、請負人である一人親方等に対し、当該一人親方等が石綿関連疾患を発症することがないように配慮すべき責任を負う場合があり、この責任も建築作業従事者に対する第一次的な責任というべきである。」

「一審被告企業らは、自らが製造・販売した石綿含有建材から発生した石綿粉じんに曝露し、石綿関連疾患を発症した建築作業従事者らに対し、（共同）不法行為責任を負い得る立場にあるとはいえ、自らが製造・販売した石綿含有建材がどこの建築現場で使用され、どのような建築作業従事者が使用するかを知り得る立場にはなく、また、建築現場に影響力を行使して、建築作業従事者が当該石綿含有建材を使用する際に、防じんマスクや送気マスクの着用、集じん機付き電動工具の使用等といった石綿粉じん曝露を防止するための措置を強制ないし指導できる立場にもなかったということができる。

上記事情を考慮すると、一審被告企業らとその責任が肯定される被災者らに対して負うべき損害賠償義務は、損害の公平の分担の見地から、それぞれの損害額の3分の1を限度とするのが相当である。」

4. 大阪1陣控訴審判決（大阪高判平成30年9月20日）(11)

[事案の概要]

被害者及び相続人ら32名が、国、及び、建材メーカーら27社に対し、

建設アスベスト訴訟における建材メーカーの責任 (1)

損害賠償を求めて提訴した。被告メーカーらには、主位的に、被害者の直接取扱い建材を製造販売したメーカーらに絞りをかけて、予備的に、被害者の主要曝露建材を製造販売したメーカーらに絞りをかけて、損害賠償を請求した。

原審 (④) は、国に対する請求を一部認容したが、被告メーカーらに対する請求を棄却した。被告メーカーらについて、主位的請求及び予備的請求について、加害行為の一体性を欠くとして民法 719 条 1 項前段の適用を否定し、また、すべての加害行為者を特定していないとして、同条項後段の適用を否定した。

大阪高裁は、被告国について、原判決を変更して、個人事業主 (一人親方) による請求も一部認容し、被告メーカーら 8 社について、原判決を取り消して、請求を一部認容した。メーカーらの責任は、昭和 50 年以降の警告表示義務違反による。

[判旨]

(i) 加害行為と建材の到達

「石綿含有建材は、建築作業現場に到達して初めて建築作業従事者に石綿粉じん曝露の危険性を生じさせるものであるから、流通に置く行為のみで直ちに『損害発生の原因たり得る危険な行為』とみることはできない。共同不法行為の加害行為としては、特定された被控訴人企業の製造販売した石綿含有建材が特定の被災者に到達したことが必要であると解される。」

(ii) 市場シェアによる加害行為者の特定

「複数の者が原告となって共同不法行為に基づき損害賠償を請求する場合であっても、その保護法益が異なるのであれば、結果として被告が一致するとしても、まずは各被害者ごとに共同行為者を特定する必要がある。これは、本来の共同不法行為の枠組みである。

そして、被害者が共同行為者を特定する方法は、通常は、その者が加害行為を行ったという被害者本人や証人等の供述、物的証拠、そうでないとしても個別具体的な間接事実の積み上げによる。

しかし、本件において、被災者らは、いずれも長期間にわたって多数の現場で建築作業に従事していたというのであり、各現場で使用した建材の種類も多種多様に及ぶ。被災者らは、労働者である場合には、自ら建材を手配するのではなく用意された建材を使用して作業してきた。このこと

は、被災者らが、控訴人らがいうところの労働者性がない一人親方等の場合も同様であって、個人事業主であるからといって、自ら主体的に建材を選択した様子はいかがえない。このため、被災者らが、使用した建材を記録に残すということはおおよそ考えられず、どの被災者についても、(ごく例外を除き、)使用した建材に関し帳簿もメモも証拠として提出されていない。そうではあっても、上記のような証拠を提出できないことはやむを得ないことと考えられる。

そうすると、控訴人らが行ったマーケットシェアを利用した共同行為者の特定という方法も、建材使用が極めて多数回に及ぶ状況では合理性を有すると認められる。

もとより、選定されたシェア上位企業がそのまま各被災者に対する共同行為者となるものではない。共同行為者として特定されるためには、他の証拠から認定される各被災者の職種、作業内容、当該建材からの石綿粉じん曝露の蓋然性と照らし合わせて判断されなければならないものである。」

ところで、(中略)シェア5%の建材を10現場で1回も取り扱わない確率は、 $(1-0.05)^{10}=0.59$ 、20現場で1回も取り扱わない確率は、 $(1-0.05)^{20}=0.35$ となる。

シェア10%の建材の場合、10現場で1回も取り扱わない確率は、 $(1-0.1)^{10}=0.34$ 、20現場で1回も取り扱わない確率は、 $(1-0.1)^{20}=0.12$ となる。すなわち、シェア10%の建材の場合、20現場で1回以上取り扱う確率は $1-0.12=0.88$ であり、90%近い確率となる。

「そして、現場数が多くなれば、計算上、取り扱う確率も高くなる。本件各被災者においては、現場監督という職種から現場数が最も少ないと考えられる控訴人で少なくとも28現場であるが、シェア10%の建材の場合、使用頻度、すなわち、建築作業現場に到達する頻度は相当回数に及ぶものと推測することができる。」「したがって、マーケットシェアについては10%を採用する。」

(iii) 民法719条1項後段の類推適用の要件

「民法719条1項後段を類推適用する要件としては、[1] 各加害行為者が結果発生の全部又は一部を惹起する危険性を有する行為を行ったこと、[2] それらが競合し、競合行為により結果が発生したことで足りる。

本件の、警告表示がないままの石綿含有建材の製造販売は、到達が認められる限り、[1]の要件を満たし、また、各被災者の発症により[2]の

要件を満たしている。」

(iv) 被告の責任の範囲

「被告の絞り込み、建築現場における多数の石綿含有建材の存在、多数の石綿含有建材製造業者の存在から、『選択された加害者以外に加害者がいない』という要件を充足していない」「場合でも、選定された共同行為者が発生した結果に対して無視し得ない一定の寄与をしているのであれば、その寄与に応じた損害賠償責任を負担させることは、被害者救済に必要といえ、寄与に応じたものである限りは、選定されなかった者との間でも不平等とはいえない。

また、各控訴人又は被災者に対し主要原因企業として認定したグループは、石綿含有建材を製造している企業という同一性があり、他の製造企業の存在、複数の石綿含有建材の建築現場への集積、石綿含有建材からの石綿粉じん発生の可能性の認識のもとで、自社製品を販売している。

そうであれば、グループの責任は連帯責任ととらえることが相当である。」

「そこで、各控訴人又は被災者の主要原因企業とされたグループ（この場合、主要原因企業が1社でもグループと同じ扱いをする。）の寄与の割合を検討するに、本件では、縦の寄与割合と横の寄与割合を検討する必要がある。

すなわち、本件各被災者（ここでは、被控訴人企業らの責任が認められる者に限る。）は、いずれも、被控訴人企業らの警告表示義務違反が認められる以前の時期の石綿粉じん曝露が、石綿関連疾患発症には無視し得ない寄与をしていると認められる（縦の寄与割合）。（中略）大部分の被災者が昭和50年以前に10年前後の石綿粉じん曝露期間を有している。そうであれば、主要原因企業とされたグループの寄与の割合は、5割は超えないというべきである。また、昭和50年以前の期間が20年を超える被災者については、主要原因企業とされたグループの寄与の割合は、3割とみるべきであり、一方、昭和50年以前の期間が5年に満たない控訴人については、主要原因企業とされたグループの寄与の割合は、7割とすべきである。

さらに、同時期（昭和50年以降）の曝露について、主要原因建材の主張自体が、原因はこれしかないと主張するものではなく、石綿関連疾患発症への影響度が高いものを選んだものである（横の寄与割合）。そうする

と、同時期においては、他に原因建材、原因企業があるのであるから、主要原因企業とされたグループの寄与の割合は、8割とみるのが相当である。」

「主要原因企業のグループは、建築作業従事者の石綿関連疾患発症を予見しながら、適切な警告表示を行わないまま、昭和50年1月1日以降、多数回、主要原因建材に当たる石綿含有建材を製造販売して流通に置き、それが建築現場に到達し、建築作業の過程で石綿粉じんが発生し、上記各控訴人又は被災者が石綿関連疾患を発症したと認めることができる。

各主要原因企業のグループは、石綿含有建材の製造販売という点では、石綿関連疾患発症を引き起こす危険性のある行為を行ったものであり、その累積により各控訴人又は被災者の疾患が発症した。また、石綿含有建材を製造する企業としては、他企業の存在、建築現場への石綿含有建材の累積を認識していた。

したがって、各主要原因企業のグループは、各控訴人又は被災者に対し、民法719条1項後段類推適用に基づき、連帯して損害賠償責任を負う。

ただし、本件は、縦（時間）の系列でも、横（他企業の存在）の系列でも、主要原因企業のグループは、一定の寄与をしたにとどまるから、負担する責任は寄与の割合による。それは、年数等からすれば縦が5割、『主要』原因企業であることからすれば横が8割とするのが相当である。」

(5) まとめ

1陣控訴審判決のなかで、神奈川判決、京都判決、及び、大阪判決は、加害行為の時間的場所的近接性を問うことなく、主要曝露建材を製造販売した一部の被告について賠償責任を認めた。

民法719条1項後段が類推適用される加害行為に関する要件として、神奈川判決は、「各人の行為が、経験則上、それのみで生じた損害との間の因果関係を推定し得る程度に具体的な危険を惹起させる行為」と解する。京都判決は、「被告企業らの防禦の利益にも配慮し、同項後段の類推適用が無限定に拡大することを防止する」ために、「被災者らに対する具体的危険性を有するもの」であり、「被災者らの就労した建築現場に到達した相当程度以上の可能性」がある行為と解する。大阪判決は、「共同不法行為の加害行為としては、特定された被控訴人企業の製造販売した石綿含有

建材が特定の被災者に到達したことが必要である」として、「結果発生
の全部又は一部を惹起する危険性を有する行為」と解し、被害者のもとに建
材が到達していれば、当該危険性が認められるという。

各判決は、主要曝露建材を製造販売した被告のなかで、国交省データ
ベースによる市場シェアに基づいて、被害者が建材に曝露される可能性を
算定して、加害行為に関する要件を満たすと解される一定の市場シェアに
至る建材を製造販売した被告らについて、加害行為者として特定された被
告らの集团的寄与度の範囲で責任を認めている。

他方、東京判決は、民法 719 条 1 項後段の「共同行為者」要件につい
て、「共同行為者」は、「損害発生に関して原因を与える可能性（現実的危
険性）のある行為者が特定され、そのような者が他には存在しないこと」、
及び、「その加害行為が単独で損害を生じさせる危険性を有すること」が
必要であると解した。国交省データベースがすべての建材メーカーを網羅
していないので、その掲載情報等によって現実的危険性のある加害行為者
が全て特定されていないとして、被告らの賠償責任を否定する。

東京判決のように判断すると、警告義務に違反してアスベスト含有建材
を製造販売したメーカーらが、石綿関連疾患の健康被害を集团的に発生さ
せている場合でも、損害コストを全く負担しないという不公平な結果にな
る。加害行為に損害を発生させる現実的な危険性が必要であると解するに
しても、国土交通省のデータベースの不正確性は、加害行為が損害を惹起
する蓋然性を判断するに際して考慮できるし、特定された被告らの集团的
寄与度の範囲で賠償責任を認めればよいものと思われる。

被告らの責任を認めた 3 判決においても、賠償責任の内容と割合につい
ては、判断が分かれている。

京都判決は、建設現場では使用者または注文者が安全配慮義務に基づく
「第一次的な責任」を負うものであり、被告の建材メーカーについて、現
実に建材を使用する建設現場と労働者を把握できず、被害者らの粉塵の曝
露を防止できる立場にないとして、損害額の 3 分の 1 の責任を負うものと
解している。じん肺労災の事案では、使用者は、労働者に対し、炭坑や採
掘場などで粉塵の曝露を防止する安全配慮義務を負うが、建設アスベスト
の事案では、建材が含有するアスベストの有害性・危険性について、建材
に警告によって労働者らの安全を確保する義務を「第一次的」に負うの
は、最新の情報にアクセスして建材に警告を付けて製造販売するメーカー

であるといえる。

次項では、共同不法行為に関する学説・判例の到達点を踏まえながら、被告らの責任を認めた3判決において判断が分かれている、賠償責任の内容と割合について、共同不法行為に関する学説・判例の到達点を踏まえつつ、これまで公表された多数の論稿を参照して、検討することにした。3判決では、主要曝露建材について、一定の市場シェアを有しない多数のメーカーについては、警告義務に違反した建材の製造販売行為について、損害コストを全く負担しないことになり、公平とは思われない。検討に際しては、建設アスベスト事案の特質に対応して、不法行為ないし製造物責任による公平な紛争の解決をはかるべく、アメリカの判例準則である市場占有率責任からも示唆を得ることを試みることにする。

(注)

- (1) アスベストによる健康被害について、森永謙二編著『アスベスト汚染と健康被害(第2版)』(日本評論社、2006)、中皮腫・じん肺・アスベストセンター編『アスベスト禍はなぜ広がったのか——日本の石綿産業の歴史と国の関与』(日本評論社、2009)。
- (2) 古谷杉郎「アスベスト全面禁止に向かう世界と日本」環境と公害32巻2号(2002)23頁、「各国におけるアスベスト被害と規制状況」森永・掲掲注(1)31頁。
- (3) 宮本憲一「史上最大の社会的災害か——アスベスト災害問題の責任」環境と公害35巻3号37頁(2006)、「アスベスト被害救済の課題——複合型ストック災害の責任と対策」環境と公害38巻4号2頁(2009)、村山武彦「アスベスト汚染による将来リスクの定量的予測に関する一考察」環境と公害32巻2号31頁(2002)。
- (4) 吉田邦彦『多文化時代と所有・居住福祉・補償問題』(有斐閣、2006)618頁以下、淡路剛久「アスベスト健康被害救済と立法」環境と公害36巻1号52頁(2006)、磯野弥生「アスベスト関係新法の概要と課題」環境と公害36巻1号57頁(2006)、辻博明「アスベスト訴訟が抱える法的問題と今後の対策(3)」岡山大学法学会雑誌57巻2号59巻1号133頁(2009)、除本理史「アスベスト健康被害の補償・救済と費用負担」東京経大会誌267号139頁(2010)、大塚直『環境法(第3版)』(有斐閣、2010)649頁以下、高城亮「石綿健康被害救済法の現状と課題」環境法研究4号1頁(2016)など。
- (5) 原告の数は、2018年12月現在、次のとおりである。東京訴訟は、第1陣が354名(被害者305名)、第2陣が115名(被害者115名)。神奈川訴訟は、第1陣が91名(被害者75名)、第2陣が51名(被害者44名)。北海道訴訟は、第1陣が29名(被害者23名)、第2陣が17名(被害者17名)。京都訴訟は、第1

建設アスベスト訴訟における建材メーカーの責任 (1)

- 陣が 27 名 (被害者 27 名)、第 2 陣が 19 名 (被害者 16 名)。大阪訴訟は、第 1 陣が 32 名 (被害者 19 名)、第 2 陣が 29 名 (被害者 21 名)。九州訴訟は、第 1 陣が 55 名 (被害者 29 名)、第 2 陣が 29 名 (被害者 12 名)。
- (6) 拙稿『「加害者不明の共同不法行為」について (1) ~ (5・完)』名古屋大学法政論集 140 号 197 頁、144 号 449 頁 (1992)、145 号 463 頁、148 号 449 頁、151 号 449 頁 (1993)。
- (7) 拙稿「アスベスト被害救済と因果関係の認定」山田卓生先生古稀記念論文集『損害賠償法の軌跡と展望』269 頁 (日本評論社、2008)。
- (8) 拙稿「共同不法行為史」平井一雄 = 清水元編『日本民法学史 続編』475 頁 (信山社、2015)。
- (9) 加藤一郎『不法行為 (増補版)』(有斐閣、1974) 207~209 頁。
- (10) 加藤・前掲注 (9) 210~211 頁。
- (11) 前田達明『不法行為帰責論』(創文社、1978) 291~296 頁、『民法Ⅳ 2 (不法行為法)』(青林書院、1980) 180~184 頁、森島昭夫「公害における責任の主体」ジュリスト 458 号 (1970) 370 頁、『不法行為法講義』(有斐閣、1987) 104~106 頁、幾代通『不法行為法』(徳本伸一補訂) (有斐閣、1993) 224~225 頁、『民法研究ノート』(有斐閣、1986) 222~225 頁など。
- (12) 平井宜雄『債権各論Ⅱ』(弘文堂、1992) 189 頁以下、「共同不法行為に関する一考察」平井宜雄著作集Ⅱ『不法行為法理論の諸相』65 頁 (有斐閣、2011)、淡路剛久『公害賠償の理論 (増補版)』(有斐閣、1978) 129~132 頁、「共同不法行為」石田 = 西原 = 高木還暦記念『損害賠償法の課題と展望』(日本評論社、1990) 335 頁、能見善久「共同不法行為の基礎的考察 (8・完)」法協 102 卷 12 号 (1985) 2179 頁、四宮和夫『不法行為』(青林書院、1987) 760 頁以下、澤井裕『テキストブック事務管理・不当利得・不法行為 (第 3 版)』(有斐閣、2001) 341 頁以下。
- (13) 牛山積『公害法の課題と理論』(日本評論社、1987) 195~196 頁、吉村良一「公害裁判と共同不法行為論」『公害・環境私法の展開と今日的課題』(法律文化社、2002) 275~278 頁、『不法行為法 (第 5 版)』(有斐閣、2017) 262~263 頁、前田達明 = 原田剛『共同不法行為論』(成文堂、2012) 253~259 頁。
- (14) 能見・前掲注 (12) 2237 頁、2239 頁、2241 頁、四宮・前掲注 (12) 787~788 頁、澤井・前掲注 (12) 350~352 頁。
- (15) 幾代・前掲注 (11)『不法行為法』228~229 頁、『民法研究ノート』226~229 頁、能見・前掲注 (12) 2239~2240 頁、四宮・前掲注 (12) 787~788 頁、澤井・前掲注 (12) 357~59 頁、吉村・前掲注 (13) 265~266 頁、内田貴『民法Ⅱ 債権各論 (第 3 版)』(東大出版会、2011) 534 頁、潮見佳男『不法行為法Ⅱ (第 2 版)』(信山社、2011) 218~219 頁、加藤雅信『新民法大系Ⅴ 事務管理・不当利得・不法行為 (第 2 版)』(有斐閣、2005) 368 頁、前田陽一『債権各論Ⅱ (第 3 版)』(弘文堂、2017) 145 頁など。
- (16) 幾代・前掲注 (11)『民法研究ノート』233~239 頁。同旨、森島・前掲注

- (11) 「公害における責任の主体」369頁、前田・前掲注(11)『民法Ⅳ2』192頁。澤井・前掲注(11)355頁は、民法719条1項前段と後段との規範統合の類型と解する。大塚直「原因競合における割合的責任論に関する基礎的考察——競合的不法行為を中心に——」星野英一古稀記念『日本民法学の形成と課題(下)』(有斐閣、1996)885頁は、加害行為者の無資力の危険も考慮する。
- (17) 能見・前掲注(12)2240～2241頁。
- (18) 四宮・前掲注(11)796～797頁。
- (19) 拙稿・前掲注(8)523頁。
- (20) じん肺訴訟判決について、前田＝原田・前掲注(13)171頁以下参照。
- (21) 松本克美「建設作業従事者のアスベスト被害とアスベスト建材メーカーの『流通集積型』共同不法行為」立命館大学・政策科学別冊「アスベスト特集号」(2012)76～79頁。
- (22) 吉村良一「『市場媒介型』被害における共同不法行為論」立命館法学344号(2012)247～248頁。
- (23) 前田＝原田・前掲注(13)260頁。
- (24) 前田＝原田・前掲注(13)264～265頁。
- (25) 吉村・前掲注(22)246頁。
- (26) 四宮・前掲注(12)794頁。
- (27) 淡路剛久「権利の普遍化・制度改革のための公害環境訴訟」淡路剛久ほか編『公害環境訴訟の新たな展開』43頁(日本評論社、2012)、吉村・前掲注(22)232頁。
- (28) 松本克美「侵害行為の特定と共同不法行為責任の成否」立命館法学333号・334号(2010)1395～1402頁。
- (29) 吉村・前掲注(22)249頁。
- (30) 潮見・前掲注(15)209～210頁。
- (31) 前田陽一「共同不法行為論・競合的不法行為論の再検討——じん肺訴訟・アスベスト訴訟を機縁に原因競合論の観点から——」加藤一郎追悼『変動する日本社会と法』(有斐閣、2011)537～538頁。
- (32) 前田・前掲注(31)538頁。
- (33) 26 Cal.3d 588, 163 Cal.Rptr. 132, 607 P.2d 924, cert.denied 449 U.S.912 (1980) .
- (34) 拙稿・前掲注(6)法政論集144号450頁以下、145号472頁以下参照。
- (35) 拙稿・前掲注(6)法政論集145号472頁以下参照。
- (36) 国の責任について、松本和彦「泉南アスベスト事件最高裁判決の意義と問題点」法時87巻2号92頁(2015)、下山憲治「アスベスト国賠訴訟と規制権限不行使の違法判断に関する一考察」環境法研究4号65頁(2016)など。訴訟の経緯について、永尾俊彦『国家と石綿』(現代書館、2016)。
- (37) 磯野弥生「首都圏建設アスベスト訴訟判決と国の責任」環境と公害42巻2号45頁(2012)、下山憲治「関西建設アスベスト訴訟と国家賠償責任」環境と公害

建設アスベスト訴訟における建材メーカーの責任 (1)

45 卷 4 号 64 頁 (2016) など。

- (38) 前田陽一「民法 719 条後段をめぐる共同不法行為論の新たな展開」野村豊弘古稀記念『民法の未来』291 頁 (商事法務、2014)、内田貴「近時の共同不法行為に関する覚書 (上) (下)」NBL1081 号 4 頁、1082 号 32 頁、「近時の共同不法行為に関する覚書 (続) (上) (下)」NBL1086 号 4 頁、1087 号 19 頁 (2016)、瀬川信久「加害者不明型共同不法行為における因果関係の証明と寄与度責任」環境法研究 4 号 15 頁 (2016)、前田達明・原田剛「共同不法行為法論の動向について (上) (下)」NBL1098 号 23 頁、1101 号 49 頁 (2017)、石橋秀起「建設アスベスト事例と民法 719 条 1 項責任の今日の展開」立命館法学 371 号 184 頁 (2017)、「建設アスベスト事例における建材メーカーの責任の理論的到達点」環境と公害 48 卷 4 号 46 頁 (2019)。

神奈川 1 陣第一審判決 (①) について、淡路剛久「首都圏建設アスベスト訴訟判決と企業の責任」環境と公害 42 卷 2 号 39 頁 (2012)、大塚直「建設アスベスト訴訟における加害行為の競合」野村豊弘古稀記念『民法の未来』263 頁 (商事法務、2014)。東京 1 陣第一審判決 (②) について、吉村良一「アスベスト被害の救済」環境と公害 42 卷 4 号 62 頁 (2013)、判例評釈として、松本克美「判批」新・判例解説 Watch13 号 89 頁、高橋眞「判批」私法判例リマックス 48 号 62 頁、前田陽一「判批」判評 661 号 21 頁、大塚直「判批」民事判例 8 号 106 頁 (2014)。①判決と②判決について、吉村良一「建設アスベスト訴訟における国と建材メーカーの責任」立命館法学 347 号 1 頁 (2013)、淡路剛久「不法行為の新たな類型と規範の創造的適用」立教法務研究 8 号 1 頁 (2015)。京都 1 陣第一審判決 (④) について、大塚直「共同不法行為・競合不法行為論と建設アスベスト訴訟判決について」加藤雅信古稀記念『21 世紀民法学の挑戦』623 頁 (信山社、2018)。④判決と大阪 1 陣第一審判決 (⑤) について、吉村良一「建設アスベスト訴訟における国と建材メーカーの責任 (再論)」立命館法学 365 号 260 頁、「建設アスベスト訴訟における国と建材メーカーの責任」環境と公害 45 卷 4 号 58 頁 (2016)。神奈川 1 陣控訴審判決 (⑨) について、大塚直「複数不法行為者の責任の関係に関する最近の議論について」瀬川 = 吉田古稀記念『社会の変容と民法の課題』189 頁 (成文堂、2018)、「判批」Law & Technology79 号 1 頁 (2018)。⑨判決と神奈川 2 陣第一審判決 (⑧) について、石橋秀起「建設アスベスト神奈川訴訟 2 判決における建材メーカーの責任」環境と公害 47 卷 3 号 65 頁 (2018)。